

文教福祉常任委員会会議録

令和2年3月19日

寒川町議会

出席委員 横手委員長
山蔦委員、佐藤（一）委員、青木委員、黒沢委員、岸本委員、柳田委員、太田委員
関口議長

欠席委員 中川副委員長、細川委員

説明者 亀山福祉部長
内田福祉課長、原副主幹、小泉主任主事
三留保険年金課長、磯崎主幹
伊藤健康子ども部長
亀井健康・スポーツ課長、大山副主幹、門脇主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第1号 寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
2. 議案第3号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について
3. 議案第4号 財産の無償譲渡について

午前9時00分 開会

【横手委員長】 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案3件になりますので、よろしく願いいたします。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横手委員長】 なお、本日は中川副委員長、また細川委員が欠席となっておりますので、ご了承いただければ幸いです。それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第1号 寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 皆さん、おはようございます。

それでは、福祉部から付託議案2件ございますので、よろしく願いいたします。まず福祉課から付託議案1、議案第1号 寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

説明は内田課長がいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【横手委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 それでは、説明をさせていただきます。本会議での説明と重なる部分もございますが、ご了承ください。タブレット資料01-1、議案第1号 寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでございます。

本法律のことでございますけれども、災害弔慰金の支給等に関する法律の概要をまず説明させていただきます。これにつきましては自然災害により死亡した場合に、遺族へ支給される災害弔慰金、精神や身体に重度の障害を受けた場合に支給される災害見舞金、そして負傷、または住居、家財に被害を受けた場合に貸し付け可能な災害援護資金貸し付けの規定でございます。

本条例の改正は災害弔慰金の支給等に関する法律が令和元年8月1日に施行され、災害援護資金の貸し付け部分が改正されたため、それに伴い関連する条文を改正するものです。

法改正の概要は阪神・淡路大震災で貸し付けられた災害援護資金が借受人の高齢化等により償還が滞り、市町村の債権管理コストが増大し、制度の運営に支障を来すようになってきておりました。

そこで市町村がやむを得ない理由により償還金を支払うことができない、または著しく困難になったと認めるときは、償還金の支払いを免除または猶予することができるようにするとともに、その可否を判断するために必要があると認めるときは借受人または保証人に資産状況の報告を求め、官公署への必要な資料の提供を求めることができるとされたものでございます。

済みません、タブレット資料01-1の3ページの新旧対照表でご説明させていただきます。現行条例第15条第3項を改正案のとおり償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については法第13条、第14条第1項、第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする改正します。附則では公布の日から施行としております。

続きまして、参考資料をごらんいただきたいと思います。タブレット資料01-2、災害弔慰金の支給等に関する条例第15条の関係法令をごらんください。改正された災害弔慰金の支給等に関する法律の抜粋でございます。

法第13条は償還金の支払い猶予の規定でございます。政令で定めるやむを得ない理由が認められる場合は猶予できると規定でございます。なお、政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情とされております。

法第14条は償還金の免除規定でございます。死亡したとき精神もしくは身体に著しい障害を受けたため、災害援護資金を償還することができなくなったとき、または破産手続き開始の決定もしくは再生手続き開始の決定を受けたときとされております。

法第16条は貸し付けを受けた者から報告や関係機関からの資料等の提供を求めることができる規定でございます。

次のページは法律の施行令の抜粋でございます。偽りその他不正な手段が判明した場合の一時償還、また違約金の規定でございます。償還金の支払い猶予は先ほどご説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

【横手委員長】 亀山部長。

【亀山福祉部長】 ただいま課長の説明の中で新旧対照表の改正案のところで、「及び第12条」と説明申し上げましたけれども、ちょっとそれは訂正で、「令第8条、第9条の規定によるものとする」と。

【横手委員長】 済みません、そうしたらもう一回丁寧に、どこの何を間違えて、それをどう訂正するのかをもう一度ちょっと丁寧に説明していただけますか。

内田課長。

【内田福祉課長】 済みません、申し訳ございませんでした。私のほうで読み上げるところでちょっと加えてしまったところがあったようでございます。もう一度新旧対照表のところを改めてご説明させていただきます。

【横手委員長】 資料01の。

【内田福祉課長】 資料01の。

【横手委員長】 3分の3の新旧対照表と少し丁寧にこういう場合は説明していただけますか、よろしく願いいたします。

【内田福祉課長】 失礼いたしました。こちらでございます。現行の条例のほうでは第15条第3項のところの改正でございます。それを改正案のとおりに変更させていただきたいと思っております。

改正案のほうを読み上げさせていただきます。償還金の支払い猶予、償還免除、報告等一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条並びに令第8条及び第9条の規定によるものとすると改正いたします。附則につきましては公布の日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。

【横手委員長】 皆さん、大丈夫ですか、よろしいですか。

それでは、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 質疑なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第3号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 引き続きまして、保険年金課から付議事案2、議案第3号 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。説明は三留課長がいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 三留保険年金課長。

【三留保険年金課長】 寒川町国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。本会議場での部長の説明と重複いたしますが、よろしくお願いいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、令和2年度税制改正大綱に伴うものでございます。改正点につきましては、令和2年度以降の保険料算定等から適用されるものでございます。

それでは、具体的な内容につきましてご説明いたします。資料の02-2、参考資料、限度額軽減判定所得の見直しの改正の内容の概要図をごらんください。こちらは保険料の賦課限度額と軽減判定所得の

見直しで、中間所得者層の負担軽減と低所得者層の軽減対象者の拡大を図るものでございます。保険料の賦課限度額の見直しにつきましては、右側の図、改正後①基礎賦課額を現行の61万円から63万円に、②介護納付金賦課額分は現行16万円から17万円に引き上げ、後期高齢者支援金等賦課額は現行のまま据え置くこととされました。これにより賦課限度額の合計は現行の96万円から99万円に変更されます。賦課限度額を上げることで高所得者層の賦課額が増え、中間所得者層の負担軽減が図られることから、賦課限度額の引き上げにつきましては、国が示した額のとおりとしております。

次に、保険料軽減判定所得の算定基準の見直しでございます。同じく改正後の図③軽減判定所得の見直しにより、低所得者層において保険料が減額される対象者の拡大を図るものであります。保険料の軽減につきましては、資料中段図の下、点線で囲まれた計算式にありますように、所得に応じて7割、5割、2割の軽減が適用されます。

今回の見直しでは5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定においても、被保険者数に乘すべき金額を現行の51万円から52万円に引き上げるものでございます。7割軽減につきましては、変更はございません。

3、改正に伴う影響見込みでございます。令和2年1月末現在の賦課情報及び保険料率をもとに計算しております。左側の表をごらんください。改正後に賦課限度額を超過する世帯の見込み数は医療分につきましては44世帯で3世帯の減少が見込まれます。後期支援金分の改正はございません。介護分につきましては43世帯で9世帯の減少が見込まれます。

続いて右側の表をごらんください。軽減判定所得の改正に伴う影響につきましては、改正後の軽減対象世帯の見込み数でございます。7割軽減につきましては変更がなく、5割軽減では17世帯の増で899世帯に、2割軽減につきましては43世帯の増で998世帯となっております。

それでは、タブレット02-1、議案第3号の3ページ、新旧対照表の1ページでご説明いたします。

第16条の6、基礎賦課限度額の規定ですが、現行61万円を政令の改正にあわせ63万円とし、第16条の12、介護納付金賦課限度額の現行を16万円を17万円とするものでございます。

次に、第20条保険料の減額の規定ですが、第1項では各号に定める基礎賦課限度額を現行の61万円を63万円とするものでございます。同項第2号では、5割軽減の判定所得について被保険者数に乘すべき金額を現行の28万円を28万5,000円と改め、次の2ページ、同項第3号では2割軽減について現行51万円を52万円と改めるものでございます。同条第3項及び第4項につきましては、後期高齢者支援金等賦課減額及び介護納付金賦課額減額のそれぞれ読み替えの規定でございまして、先ほどと同様に現行61万円を63万円に、また16万円を17万円にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項で施行期日を、第2項で経過措置を規定してございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

青木委員。

【青木委員】 本当にもう確認なんですけど、2番目の図を示す資料、ありますよね。この影響する2割とか5割とか7割とか示している図ですね。そこで増えたことによって中間所得者層に配慮したそ

の保険料になるとなっているんですけど、それとこの下の図の影響している人数を示しているということですね、これ。それだけちょっと確認します。

【横手委員長】 わかりますか。三留課長。

【三留保険年金課長】 こちらは寒川町の令和2年1月末現在の状況を示しているものでございます。

【横手委員長】 要は。磯崎主幹。

【磯崎主幹】 今回の限度額とあと軽減の拡充を実施した場合、施行がなった場合の現在の2年1月末現在の被保険者で、仮に計算した数字がこの表になっております。

以上です。

【横手委員長】 よろしいですか。ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 よろしいですね。では、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【横手委員長】 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第4号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本議案についての説明を求めます。伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 おはようございます。これより健康子ども部からの付託議案3、議案第4号 財産の無償譲渡についてのご審議をお願いいたします。

それでは、亀井健康・スポーツ課長よりご説明申し上げます。

【横手委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 それでは、議案第4号 財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

寒川町営プールにつきましては、平成25年7月より開場を休止しておりますが、神奈川県企業庁と平成30年3月12日に基本協定を締結し、地域振興施設等整備事業により再整備を進めているところでございます。

再整備の進捗状況でございますが、企業庁の実施設設計が令和2年2月に完了し、現在整備工事に係る入札公告が行われていると聞いてございます。そこで令和2年度には整備工事が始まるわけでございますが、この再整備は県企業庁の事業として実施され、完成した施設を最終的に町が購入するという事業の性質上、いったん建物等の財産を県企業庁に無償譲渡する必要がございます。

議案の2ページ、別紙をごらんください。まず無償譲渡する財産でございます。初めに建物といたしまして管理棟でございます。所在地は寒川町宮山4007番地、構造は鉄筋コンクリート造地下1階、地上1階建て、そして、延べ床面積は745.09平方メートルとなっております。当財産につきましては再整備において改修するものでございます。

次に、建物といたしましてプールハウスでございます。所在地は寒川町宮山4007番地、構造は鉄骨造平屋建て、延べ床面積は609.60平方メートルとなっております。当財産につきましては譲渡後に解体、撤去されるもので、現在フラットパークとして有効活用しているものでございます。

次に、建物といたしまして物置でございます。所在地は寒川町宮山4007番地、構造は木造平屋建て、

延べ床面積は9.91平方メートルとなっております。当財産につきましてもプールハウス同様譲渡後に解体撤去されるものでございます。

最後に工作物でございます。工作物一覧をごらんください。50メートル、25メートルプール及び日よけテントにつきましては譲渡後に解体、撤去、プールサイドのインターロッキング、囲障門扉及びろ過循環装置3基につきましては譲渡後撤去し、新たなものに更新、子どもプール、シェルター2張り及び擁壁については譲渡後に改修するものでございます。

続いて無償譲渡の相手方でございます。所在地は横浜市中区日本大通1、名称は神奈川県公営企業管理者、代表者は企業庁長、大竹准一でございます。

最後に無償譲渡の時期でございますが、令和2年5月15日となっております。

説明については以上でございます。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【横手委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

3月会議で文教福祉常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。多少の時間をとるか、それともこのまま継続するか。

(「このままで」の声あり)

【横手委員長】 このままいってよろしいですか、よろしいでしょうか。

では、このまま続けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより討論に入ります。議案第1号 寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、討論はありますか。

まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 よろしいですね、では、討論なしと認めます。

それでは、これより議案第1号を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 寒川町国民健康保険条例の一部改正について、討論はありますか。

まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、討論なしと認めます。

それでは、これより議案第3号を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 財産の無償譲渡について、討論はありませんか。

まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 討論なしと認めます。

それでは、これより議案第4号を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。迅速な会議へのご協力、ありがとうございました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前9時27分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年6月2日

委員長 横手 晃